

平成18年11月29日

各 位

会 社 名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福井 政文
(コード2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 管理部長 竹村 卓郎
(TEL . 0 3 - 5 2 1 7 - 0 7 2 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月29日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年12月22日開催予定の第5期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業目的の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして追加、変更するものであります。
- (2) 取締役会長の退任に伴い、株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長を取締役社長に変更するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条(機関)および変更案第8条(株券の発行)を新設し、現行定款第7条(名義書換代理人)の変更を行うものであります。(変更案第9条)

株主の皆様に対する効率的かつ多様な情報の提供を行うことができるようにするため、変更案第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに

株主の皆様への周知を図るため、現行定款第 13 条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。（変更案第 16 条）

取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第 24 条（取締役会の決議の方法）に第 2 項を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項および第 33 条（監査役の責任免除）第 2 項をそれぞれ新設するものであります。なお、この新設については監査役全員の同意を得ております。

その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 12 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 22 日

以上

別紙

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条(条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 国内外の会社の株式または出資を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>2 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾および販売に関する業務</p> <p>3 経理事務代行業務</p> <p>4 経営に関するコンサルティング業務 (新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条(現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 国内外の会社の株式または出資を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</p> <p>2 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、<u>レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業所有権、実用新案権</u>その他の知的財産権の取得(<u>譲受</u>)、利用開発、<u>企画、斡旋</u>、管理、使用許諾、(<u>貸与、賃貸借</u>)および販売(<u>譲渡</u>)に関する業務</p> <p>3 経理事務代行業務</p> <p>4 経営に関するコンサルティング業務</p> <p>5 <u>投資先企業に関する株式公開、資本政策の計画の立案および経営指導</u></p> <p>6 <u>企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併、会社分割等に関する斡旋ならびに仲介</u></p> <p>7 <u>投資事業組合の運営および管理</u></p> <p>8 <u>投資事業組合持分の募集および販売ならびにその取扱</u></p> <p>9 <u>有価証券に対する投資および運用</u></p> <p>10 <u>貸金業</u></p> <p>11 <u>ビデオテープ、ビデオディスク(DVD・レーザー・コンパクト)等の映像および音声ソフトウェア、コンピューターソフトウェア、ゲームソフトウェア、イラストレーション、アニメーション、各種著作物(文芸・美術・漫画・小説)、出版物(書籍)の企画、編集、発行、製作、制作、興業、興行、配給、配信、管理、販売および輸出入</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="220 1711 619 1742"><u>5 全各号に附帯する一切の業務</u></p> <p data-bbox="220 1877 453 1957">第3条（条文省略） （機関）</p>	<p data-bbox="871 327 1497 546"><u>12 テレビ番組、ラジオ番組、映像番組、ビデオ映像、デジタルコンテンツ（テキスト・音声・静止画・動画）、コンピューター（インターネット等）映像・画像および録音・録画の企画、開発、制作、配給、配信、販売および輸出入</u></p> <p data-bbox="871 566 1497 786"><u>13 個性的な名称や特徴を有している人物、動物等のアニメーション・脚本・台本等のキャラクター版權取得ならびにキャラクター商品、オリジナル商品の企画、開発、デザイン、制作、管理（各種版權取得）、販売および輸出入</u></p> <p data-bbox="871 806 1497 976"><u>14 映画、各種イベント、音楽会、演劇、音楽テープ、文芸著作物・美術著作物の編集に関する各技術の提供企画、構成、製作、制作、興行、実施、運営、配信、販売および輸出入</u></p> <p data-bbox="871 996 1497 1077"><u>15 インターネット上でのショッピングモールの開設</u></p> <p data-bbox="871 1097 1094 1128"><u>16 労働者派遣事業</u></p> <p data-bbox="871 1149 991 1180"><u>17 投資業</u></p> <p data-bbox="871 1200 1497 1370"><u>18 会員を対象としたコンピューター、インターネット、テレビゲーム機器および携帯電話、カーナビゲーション等の携帯端末等を利用したアニメーション、漫画、小説、イラストレーション等の配信</u></p> <p data-bbox="871 1391 1497 1561"><u>19 コンピューターハードウェア（ゲーム機）、コンピューターソフトウェア（ゲームソフト・グラフィック・その他の映像および画像）の企画、開発、製造、制作、販売および輸出入</u></p> <p data-bbox="871 1581 1497 1662"><u>20 広告代理店業（広告宣伝の企画、制作およびインターネットでの広告業務）</u></p> <p data-bbox="895 1711 1497 1792"><u>2. 会社は、前項各号の事業およびそれに附帯または関連する一切の業務を営むことができる</u></p> <p data-bbox="871 1877 1155 1957">第3条（現行どおり） （機関）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、151,740株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、151,740株とする</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社の株式については、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人等)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>4 <u>当社は、端株につき名義書換代理人を置き、前2項に準じて取扱う。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実</p>

現行定款	変更案
<p>主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取り扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> 定時株主総会は毎営業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会長がこれを招集する。</p> <p>取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長になる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者および端株主とすることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社株券の種類、株主名簿および端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取り扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2 <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う</u>。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、<u>法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事については、法令が定めるところにより、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u></p>

現行定款	変更案
<p>数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 17 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第 18 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会長もしくは取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長もしくは取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 19 条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選任し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、取締役及び監査役の全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会は、<u>その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。また必要に応じて取締役会長 1 名および取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役の全員の同意がある場合</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 <u>当社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の議決により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 <u>取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる</u>。株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる</u>。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(利益配当金の除斥期間等)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間等)</p> <p>第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

